

図 4 グラフ 利用団体の住所の割合

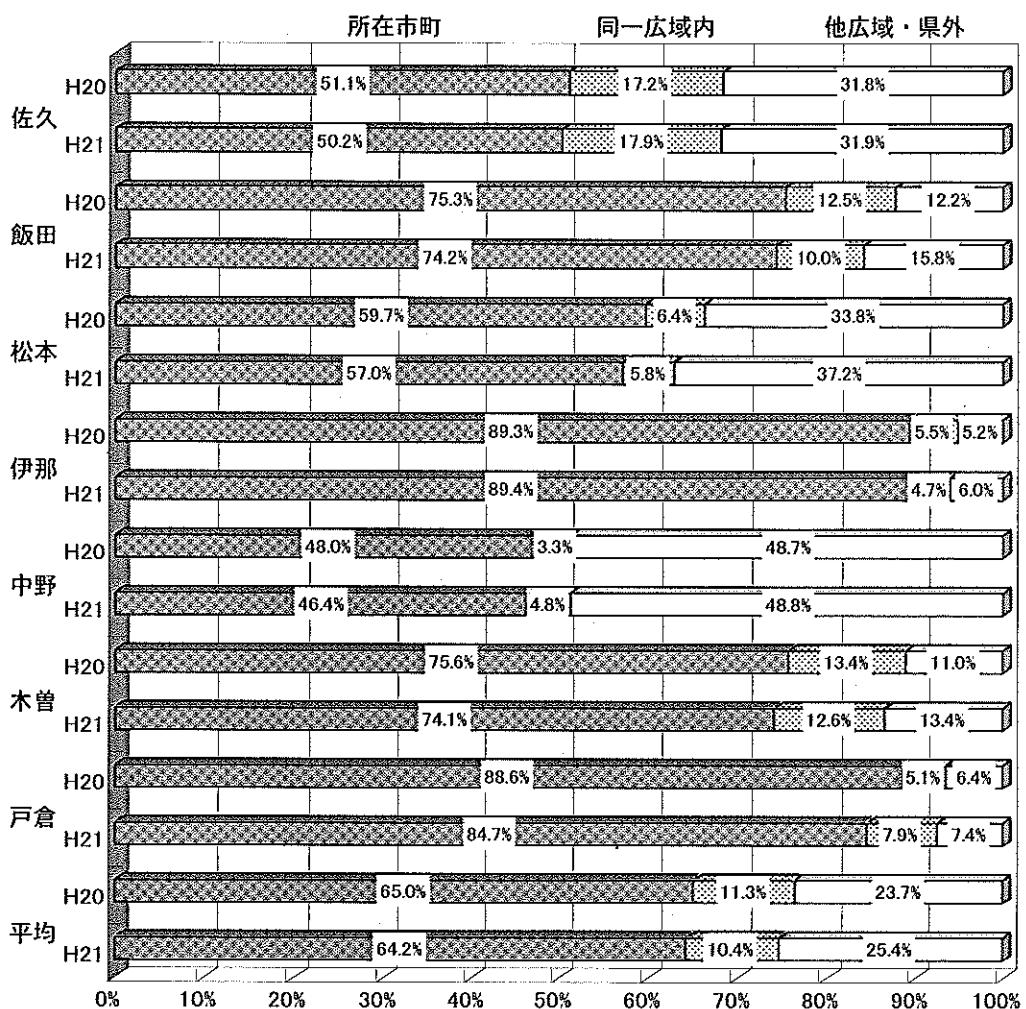


表 23 同一広域内での利用における「所在市町」の割合

	佐久	飯田	松本	伊那	中野	木曾	戸倉	平均
H20	74.8%	85.7%	90.3%	94.2%	93.5%	84.9%	94.6%	85.2%
H21	73.8%	88.2%	90.8%	95.0%	90.6%	85.5%	91.4%	86.1%

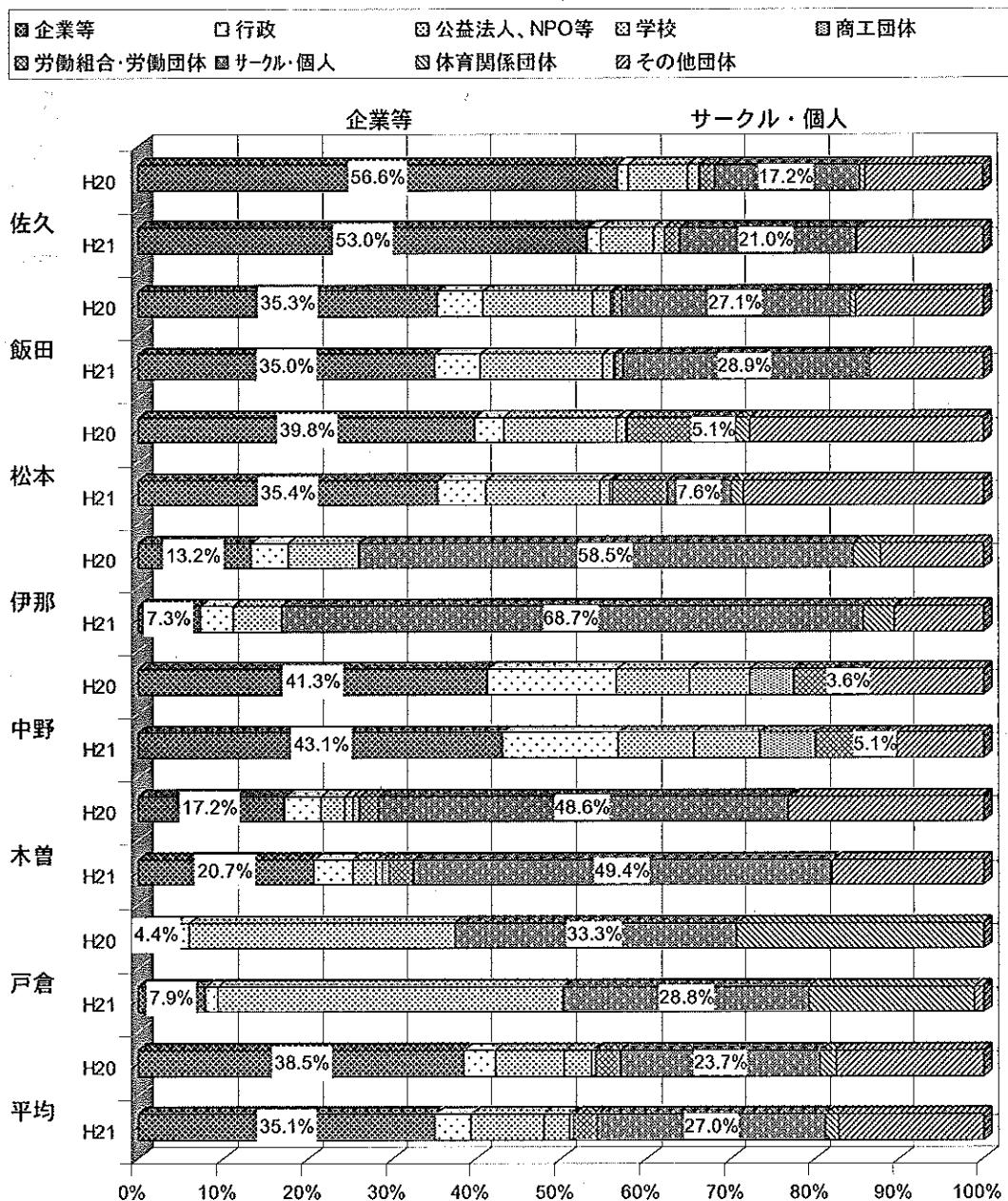
図 4 のグラフのとおり、「他広域・県外」の割合が際立って高い施設があるなど特徴が見られるが、総じて所在市町における利用割合が高い。県立勤労者福祉施設は広域内で広く利用されることを目的として整備された施設であるが、特に表 23 に見られるように、同一広域内での利用のみに限って見ると、割合の高さが際立っており、広域内の周辺市町村による利用は必ずしも活発とはいえない状況にある。

平成 21 年度の県内全体の平均は、所在市町の割合 64.2%、同一広域内 10.4%、他広域県外 25.4%、同一広域内での利用における「所在市町」の割合 86.1%であった。同一広域内での利用における「所在市町」の割合の意味

は、もともと一広域内に一施設を設置することを目指してきたという経緯があるため、所在市町がそれ以外の同一広域市町村に比してどれだけ利用しているのかを調査したものである。

次に、利用団体の種類については、次のような調査結果となっている。  
(以下、「県立勤労者福祉施設利用実態調査結果(速報値)について」より)

図5 利用団体の種類の割合



会議室を中心とする佐久、松本、中野や、会議室と体育館を合わせた施設である飯田においては、「企業等」の割合が最も高くなっています。35%から

60%弱を「企業等」が占めている。例外は木曽で、「サークル・個人」の割合が最も高くなっている。これに対し、体育館である伊那では、「サークル・個人」の割合が非常に高くなっている。また、屋外体育施設である戸倉は、「サークル・個人」に加えて、市内の学校の利用が多い。

この調査結果を同じように県内全体で平均してみると、平成21年度最も多い利用団体は35.1%の企業等であった。本来予定される利用者である勤労者も含まれていると推測されるサークル・個人は27.0%、勤労者の団体である労働組合・労働団体は2.7%であった。合計しても29.7%であり、企業等よりも利用頻度が低い。

また勤労者福祉センターでは施設の所有と運営のズレによる弊害が発生している。一例として利用料金の固定化が挙げられる。

ヒアリングの結果、現場で利用者と接している松本市は料金が低いと感じていた。利用料金を変更するためには利用料金を定めた県の設置条例を変更しなければならず、市町は自らの権限で県条例を変更できないというジレンマがある。松本勤労者福祉センターが設置されてからの38年間、料金改定は2回であったという事実からも利用料金の固定化が伺える。また市町の判断で、独自の減免制度等を導入することができないという制約も存在している。

#### ウ.施設の移管などについて（意見）

勤労者福祉センターを県が整備し市町が運営してきたという歴史的経緯は尊重されるべきものの、勤労者福祉センターを巡っては上記のような課題が生じている。これらの課題を検討すれば、県が施設を今後も保有すべき合理的な理由を見い出すことができない。県は施設を廃止するか若しくは市町に譲渡するか等を検討する必要がある。

市町に譲渡する場合、修繕や施設改善に要する大規模な経費を県がどう担保するのかといった課題や市町の財政状況等への懸念が大きな課題である。そのため、県と市町との建設的な協議を継続することが重要である。

なお、監査人の意見は意見として、県立勤労者福祉施設あり方検討に係る専門委員会が設置されており、円滑な制度改革を促すためにも専門家による適切な審議を見守るべきと考える。

## (2)【監査の視点2】指定管理者の選定手続と協定書等の内容

- ① 選定委員会の委員構成等は適切か、選定基準は適切か〔勤労者福祉センター共通〕

ア.指定管理者の選定方法等について（説明）

（ア）公募期間・・・非公募

（イ）審査の方法

審査の方法（選定委員会の構成、審査基準及び配点）と審査結果は次のとおりである。

### 選定委員会の構成

役職	区分
商工労働部長	内部
産業政策課長	内部
経営支援課長	内部
ものづくり振興課長	内部
人材育成課長	内部
労働雇用課長	内部

### 審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
勤労者の平等な利用	・施設の利用に関する取扱いは適正といえるか。 ・利用者への周知の方法は適切か。	20
施設運営の基本方針	・施設の設置目的を理解しているか。 ・運営方針が県の意図したものに合致しているか。 ・利用料金設定に関する基本的な考え方は適切か。 ・個人情報保護、環境配慮について取組方針が述べられているか。	20
福祉施設の効用の最大限発揮	・サービス向上の取組は充分か。 ・利用拡大の取組は充分か。 ・満足度調査の計画及び内容は妥当なものと言えるか。 ・トラブルや苦情処理への対応は適切か。	20
管理に係る経費の縮減	・施設管理、安全管理は適当か。 ・維持管理は効率的か。 ・経費削減に向けた取組が提案されているか。 ・類似施設の管理運営を良好に運営した実績はあるか。	20
経理的・	・収支計画の積算が妥当で、事業計画との整合性は図られているか。	20

審査基準	審査項目	配点
技術的な基礎を有するか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営に当たっての人員配置や業務が適切に計画されているか。</li> <li>・災害時、緊急時等の体制が適切に計画されているか。</li> <li>・職員の指導育成、研修体制は充分か。</li> </ul>	

#### 選定結果

勤労者福祉センター	応募者名	合計得点
佐久勤労者福祉センター	佐久市	72.0
松本勤労者福祉センター	松本市	71.3
飯田勤労者福祉センター	飯田市	68.0
木曽勤労者福祉センター	上松町	69.3

#### (ウ) 指定管理者の指定及び協定書の締結について（説明）

全館ともに平成 20 年 11 月の長野県議会における指定の議決を受け、平成 20 年 12 月 25 日に管理者を指定している。その上で、指定管理者との間において、基本協定書を平成 21 年 4 月 1 日に締結するとともに、平成 21 年 4 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日の 2 回にわたって年度協定書を締結している。

#### イ. 非公募とされている理由（説明）

そもそも勤労者福祉センターの収入は指定管理料のほか施設の使用料によって賄われており、指定管理料は食堂や自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用料相当分となっている。これに対し支出である管理費（100 万円未満の修繕費を含む）は各施設とも大幅に超過しており、この超過分は指定管理者である市町が負担している。現在の市町の負担割合は管理費の 40～90% になっている。使用料に関しては、勤労者の福祉増進を目的とする施設であることから、近隣の類似公共施設の使用料との均衡を考慮して定めており、大幅な増額は困難である。このような状況の中、民営化、民間委託は困難であると判断し、指定管理者制度を導入し、従前の管理委託者である市町を指定管理者としたという経緯がある。

#### ウ. 選定委員会の委員構成の見直し等について（意見）

支出を収入で賄うことが極めて困難なスキームとなっているため、指定管理者は営利を目的とせず、かつ公費を投入しうるパブリックセクターに限定されてしまう。このため指定管理者はおのずと地元市町とならざるを得ない。このため非公募による指定管理者の選定もやむを得ないものと思われる。

しかしながら選定手続には改善の余地があると思われる。

選定の可否を決定する委員 6 人の選定委員会には外部委員が含まれていない。また採点基準はあるものの、明文化された合格点は定められていなかった。利用者の視点を代弁する外部委員の選任等や合格基準の明文化が必要である。

### (3)【監査の視点3】指定管理者による施設の管理運営と県のモニタリング

① 県によるモニタリングが適切に行われているか [勤労者福祉センター共通]

ア.指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況について  
(説明)

(ア) 指定管理者による月例報告の状況について

基本協定書第 11 条に基づき、毎月翌 10 日までに指定管理者より業務報告書の提出を受けている。

(イ) 事業報告（収支結果報告を含む）の状況について

基本協定書第 10 条に基づき、毎年度終了後 2 月以内に指定管理者より事業実績報告書の提出を受けている。

(ウ) 県によるモニタリングの状況について

勤労者福祉施設館長会議の開催や修繕担当者による現地訪問によって対応されている。その内容は以下のとおりであった。

勤労者福祉センター	時期	内容	場所
佐久勤労者福祉センター	H21.6.8	施設状況確認	佐久勤労者福祉センター
	H21.11.12	勤労者福祉施設館長会議	松本勤労者福祉センター
松本勤労者福祉センター	H21.6.9	施設状況確認	松本勤労者福祉センター
	H21.11.12	勤労者福祉施設館長会議	松本勤労者福祉センター
飯田勤労者福祉センター	H21.8.12	施設状況確認	飯田勤労者福祉センター
	H21.11.12	勤労者福祉施設館長会議	松本勤労者福祉センター
木曾勤労者福祉センター	H21.7.29	施設状況確認	木曾勤労者福祉センター
	H21.11.12	勤労者福祉施設館長会議	松本勤労者福祉センター

#### イ.モニタリング手法の見直しについて（意見）

地方自治法は第 2 条第 14 項で「地方自治体は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない」と定めている。県が勤労者福祉センターをモニタリングするに当たっても地方自

治法の趣旨を十分尊重して「最少の費用で最大の効果を挙げているかどうか」検証する必要があると思われる。最少の費用であるか否かを検証する場合は、少なくとも施設運営費が可能な限り最少に抑えられるような取組がなされているかどうかを検証する必要がある。最大の効果を挙げているか否かは、短期的には、利用者満足度が可能な限り最大となるような取組がなされているかどうかであるが、中長期的には、施設の目的と利用者の実態が適合しているかどうかを検証することが必要である。平成 21 年度の事業報告書の中では「こまめに消灯している」等のコスト削減努力が例示されている。しかし、前年度と比較していくら削減されたか等が示されていないため、最少の経費で運営されるために、前年度よりも改善されるよう取り組まれたのかどうかわかりづらいという問題がある。利用者満足度についても、今年度の利用者満足度は記載されているが、前年度と比較していくら向上したのか等が示されていないため、最大の効果を挙げるために前年度よりも改善に向けての取組がなされたのかどうかわかりづらいという問題がある。

他方、県が平成 22 年に県立勤労者福祉施設利用実態調査を実施したことは利用団体や当該団体の利用実態などが明らかになった点からも評価されるべきであると考える。今後とも、定期的に指定管理者が利用団体の種類や利用目的等を調査し、利用者の実態把握の充実に努め、改善につながるためにも県が定期的にモニタリングすべきである。業務報告書等の中に「施設運営費」や「利用者満足度」の経年比較や団体間比較、あるいはあるべき目標値との比較を盛り込むことによって、客観的な数字による検証が可能になるよう見直すべきではないかと考える。また、非公募の施設であることから、県の施策への貢献度をモニタリングすることも必要であると考える。

② 指定管理者の施設の収支状況についての内容は妥当か〔勤労者福祉センター共通〕

ア.指定管理者による管理運営コストの計算手法の現状について（説明）

勤労者福祉センターの管理運営コストは各指定管理者が計算している。勤労者福祉センターには専業職員も存在するが、他の業務を兼任している職員も存在している。こうした兼任職員の人件費をどのように勤労者福祉センターの管理運営コストとして計算するのかという方法が不明確であった。このため各市町が独自の手法で人件費を計算していた。

イ.指定管理者による管理運営コストの計算手法の見直しについて（意見）

県は統一された人件費の計算方法を指定管理者へ指導するのが望ましく、各センターの人件費を含んだ管理運営コスト一覧を公表する必要があると思

われる。コスト計算方法を統一することにより厳密に各センターのコストを比較することが可能となる。加えて、管理運営コスト一覧を公表することで、各センター間にコスト削減のインセンティブが働くことが期待される。また、費用対効果の測定と評価が可能になる。人件費の計算方法について様々な手法が考えられるが、松本勤労者福祉センターの指定管理者である松本市労政課では以下のような管理費計算をしている。以下、参考のために紹介する。

【参考】松本市労政課作成 松本勤労者福祉センター管理費計算

H21年度	勤労者福祉センター 延床面積	3,138.43 m <sup>2</sup>
勤労会館（※）	延床面積	583.26 m <sup>2</sup>
面積比	81.42%	計算比率 80%

（※）松本市勤労会館は、松本市勤労者福祉センターに隣接した施設であり、松本市が建設し、管理運営を行っている。

表 24 一人当たり人件費の算出

費用区分	年額(円) A	数(人) B	一人当たり単価(円) C=A/B
給料	35,733,692	8	4,466,712
手当等	25,207,968	8	3,150,996
共済費	10,682,417	8	1,335,302
嘱託人件費	8,079,344	3	2,693,115
嘱託共済費	2,732,144	3	910,715

表 25 人件費の按分

区分	人員(人) D	給与(円) E=D×C	手当等(円) F=D×C	共済費(円) G=D×C	事務比率(%) H	管理面積比率(%) I	実質管理費用(円) (E+F+G) ×H×I
1 現業	2	8,933,423	6,301,992	2,670,604	100	80	14,324,815
2 現業嘱託	1	2,693,115		910,715	100	80	2,883,063
3 庶務	2	8,933,423	6,301,992	2,670,604	50	80	7,162,408
4 庶務嘱託	1	2,693,115		910,715	100	80	2,883,063
5 労政	3	13,400,135	9,452,988	4,005,906	20	80	4,297,445
6 労政嘱託	1	2,693,115		910,715	20	80	576,613
7 課長	1	4,466,712	3,150,996	1,335,302	20	80	1,432,482
合計	11	43,813,038	25,207,968	13,414,561			33,559,889

(注1) 松本市労政課は勤労者福祉センターの業務とその他の業務を行っているため事務比率で人件費を按分している。また、両館を面積比により按分している。

(注2) 一部監査人が理解促進のため組み替えている。

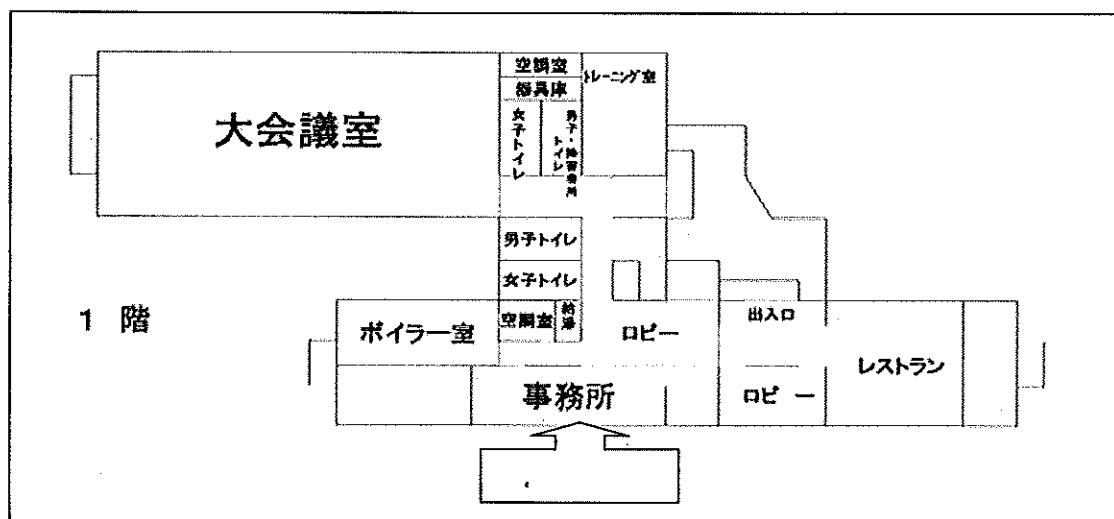
③ 施設の管理運営は適切か〔松本労働者福祉センター〕

ア.事務室等の利用について（意見）

松本市の労政課が1階事務室を利用しておられ、労政課の本来業務と、指定管理者として施設運営業務の両方を行っている。また2階の相談室を松本市が無償で使用しているが、文書による使用許可は現在存在していない。加えて設置条例上音楽室である部屋が実際にはほとんど会議室として利用されていた。

事務室の利用については県と市との間で再整理する必要がある。指定管理者業務部分とその他がどの程度の割合であるかを再度検討し、その他の利用が顕著な場合には、利用割合に応じて事務室を按分し、指定管理者としての利用部分とその他の利用の部分に分けて必要な手続きを取ることが望ましい。

2階の相談室については、使用許可に関する文書化も含めて同様に検討されたい。音楽室についても使用目的に沿った防音設備が整っているか等見直しする必要がある。



イ.備品管理について（意見）

パラリンピックで使用した運動機器が備品シール無しのまま労働者福祉センターに設置されていた。

同設備はパラリンピック組織委員会から県に譲渡されたものと推測されるが、他の備品同様に備品シールを添付するとともに、必要な備品管理台帳を整備し、帳簿上の備品が実際に存在しているのか確認する照合を定期的に行う必要がある。

## 第5章 松本平広域公園

### 1. 施設の概要

住所	長野県松本市神林 5300 (信州スカイパークサービスセンター)		
設置年月	平成 14 年 10 月 (全部開園)	根拠条例等	長野県都市公園条例
設置目的	住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にスポーツ及びレクリエーションの場を提供するため		
施設の内容	<p>面 積: 141.6 ha</p> <p>主な施設: 陸上競技場、補助競技場、球技場、庭球競技場、相撲競技場、体育館 (競技スポーツゾーン)、総合球技場、芝生グラウンド(みどりの交流ゾーン)、やまびこドーム(ターミナルゾーン) パターゴルフ場(ファミリースポーツゾーン)展望広場、花木の小径(野と花のゾーン、花のプロムナードゾーン)</p>		
利用料金	127 頁参照		
開所日	年中無休		
開所時間	<p>陸上競技場、庭球競技場: 8:30~21:00 補助競技場、球技場、相撲競技場、芝生グラウンド、パターゴルフ場: 8:30~17:00 体育館: 8:30~22:00 総合球技場(アルワイン)、やまびこドーム: 8:30~21:30 その他、一般公園部分については、利用時間設定なし</p>		
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合球技場(アルワイン)、やまびこドーム、陸上競技場など、県内有数の大規模運動施設等を有し、各種大会開催等の拠点的施設となっている。</li> <li>・ 特に総合球技場(アルワイン)は、国際試合やJリーグ公式戦も開催可能で、全国的に知名度も高く、平成 22 年度から JFL に昇格した「松本山雅 FC」のホームグラウンドとしても有名になっている。</li> <li>・ 運動施設以外の一般公園部分敷地も広く、多くの方に利用されている。</li> </ul> </li> <li>○短所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最寄り駅から距離がやや遠い(JR松本駅、塩尻駅から、共に約 9 km)</li> </ul> </li> <li>○近隣の環境 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「信州まつもと空港」の緩衝緑地として機能しており、周囲は一部が工業専用地域になっているほか、住宅地及び田園になっている。</li> </ul> </li> <li>○類似施設の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南長野運動公園(サッカー・ラグビー場、体育館、プール、多目的競技場、等)</li> </ul> </li> <li>○現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の老朽化に対しては、今年度から「公園施設長寿命化計画」の策定に取り組んでおり、平成 25 年度を目指してしていく予定。</li> <li>・ ネーミングライツ募集中(公園全体、又は総合球技場、やまびこドーム)であるが平成 22 年 10 月時点でまだ応募がない。</li> </ul> </li> </ul>		

## 2. 指定管理者制度導入前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成 17 年度	管理委託	(財)長野県公園公社

## 3. 指定管理者の状況

指定管理者	TOYBOX (松本土建(株)以下計 4 社)	指定期間	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日(5 年間)
選定方法	公募 (応募者数: 2)		

## 4. 指定管理者が行う業務

- (1) 本公園（備品等を含む。）の維持管理に関する業務
- (2) スポーツ施設及びレクリエーション施設の利用の許可及び利用料金に関する業務
- (3) 上記業務に付帯する業務

## 5. 指定管理者制度導入後の業務の概況

### ① 年間利用状況の推移

	(単位:人)				
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
年間利用人数	542,422	618,297	483,509	612,954	556,589

### ② 指定管理業務の収支の状況の推移

区分		平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収入計		557,027	470,938	466,854	457,265	458,258
内訳	指定管理料	517,826	418,950	413,910	409,998	398,553
	利用料収入	39,201	49,422	49,953	43,642	56,623
	その他収入	—	2,566	2,991	3,625	3,082
支出計		557,027	468,818	461,855	457,587	452,909
内訳	人件費	128,656	77,434	78,670	81,142	78,550
	物件費	428,371	391,384	383,185	376,445	374,359
	水道光熱費	62,324	56,371	55,910	54,711	53,182
	委託料	306,485	272,647	270,157	269,704	270,157
	その他	59,562	62,366	57,118	52,030	51,020
	本社経費	—	—	—	—	—
収支差額		0	2,120	4,999	△322	5,349

(注) 平成 17 年度の指定管理料は、委託料から利用料金を控除した実質的な県負担額である。委託料は指定管理者である共同事業体 (TOYBOX) の構成企業への外注費である。

### ③ 自主事業の実施状況

(単位：千円)

項目	開催時期			
	132 頁参照			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収入	19,784	21,582	24,986	23,931
支出	14,530	20,242	21,874	17,448
指定管理事業への繰入	0	0	0	0

(注) ここで自主事業とは、指定管理業務の一環として、事業計画書、基本協定書等により実施される「自主事業」をいう。指定管理業務以外の収益事業があり、その剰余金を指定管理業務に投入している場合は、その旨記載している。

### ④ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
正職員	(不明)	28	30	32	32
非常勤	(不明)	2	2	2	4
合計	(不明)	30	32	34	36

## 6. 監査の結果及び意見

### (1)【監査の視点1】指定管理者制度の導入と施設のあり方

#### ① 指定管理者 (TOYBOX) の概要（説明）

指定管理者 (TOYBOX) の概要は次表のとおりである。

指定管理者	TOYBOX(松本土建(株)以下計 4 社)
主な出資者と出資比率 (責任分担割合)	松本土建(株):50.0 %、(株)アイネット:30.0 %、 (株)コンフォール:15.0 %、ルピナ中部工業(株):5.0 %
所在地	松本市神林 5300 (信州スカイパークサービスセンター)
設立年月日	平成 18 年 4 月 1 日
代表者 (県との関係)	松本土建(株) 代表取締役 大池 太士
役員、職員の状況	執行役員 4 人(うち代表 1 人) 監査役 1 人 職員 37 人(うち常勤 33 人)(H22. 7.21 現在)
主な業務内容	公共施設の管理運営
長野県所管の他の公の施設における平成 21 年度の指定管理業務	なし

## ② 指定管理者（TOYBOX）の財務状況の推移（説明）

指定管理者（TOYBOX）の財務状況の推移は次表のとおりである。

（単位：千円）

	前々年度 (20年3月31日)	前年度 (21年3月31日)	直近の年度 (22年3月31日)
売上高	484,383	476,673	478,366
税引後当期利益	6,338	2,756	11,831
総資産額	120,492	121,561	125,696
資本金額	13,712	10,468	11,831
純資産額	13,712	10,468	11,831

## ③ 指定管理者制度導入の合理性－大型の複合施設の指定管理者を民間事業者が務めることの効果－（意見）

松本平広域公園は長野県都市公園条例を設置条例とする「都市公園」である。「都市公園」の定義は都市公園法で次のように定められている。

### 都市公園法第2条の規定

この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方自治体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方自治体が設置するもの及び地方自治体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
  - イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）
  - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地
- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。
  - 一 園路及び広場
  - 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
  - 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
  - 四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
  - 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
  - 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
  - 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
  - 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
  - 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

松本平広域公園はスポーツ施設等の「公園施設」が設置されている「都市公園」で、県立公園の中でも最大級の規模を有している。

当施設の指定管理者は民間企業が務めているが、これほどまで多様な公園施設を有する都市公園の指定管理者を純粋な民間企業が務めているケースは、全国でもそれほど多くない。

指定管理業務の平成 17 年度以降の収支状況をみると、利用料収入は増加し、支出は減少している。年間利用人数は年度により上下しているが、平成 21 年度は指定管理者制度導入前の平成 17 年度より増加している。経済性の観点から見ると、松本平広域公園は指定管理者制度導入の成果は表れていると判断できる。

公園は指定管理者制度導入の効果が見極めにくく、全国的にみると地方自治体が直営していることも多い。また、指定管理者制度を導入していても、松本平広域公園程度の規模があり、かつ様々な施設を含有する公園は、当該地方自治体の外郭団体が指定管理者を務めているケースが多いと思われる。そのような中で松本平広域公園の指定管理者は純粋な民間企業であるが、現状では民間企業による特段の不都合やデメリットは生じておらず、指定管理者制度を導入して成果を上げている事例と思われる。ただし、計画と実績の対比、個々の施設の利用状況、指定管理者の間接経費の取扱い、指定管理者の評価等、個々の事務については見直すべき事項が見受けられる。見直しが必要な事項について、以下、記述する。

## (2)【監査の視点2】指定管理者の選定手続と協定書等の内容

### ① 指定管理者の選定方法等（説明）

ア. 公募期間・・・平成 20 年 7 月 22 日～ 9 月 5 日

イ. 審査の方法

#### 選定委員会の構成

区分	役職
建設部長	内部
建設政策課長	内部
技術管理室長	内部
都市計画課長	内部
該当都市公園を所管する建設事務所長	内部
小布施堂 代表取締役社長	外部（外部有議者）
長野県看護大学 体育学 准教授	外部（外部有議者）

審査基準及び配点

選定基準	評価項目	配点
一般住民の平等な利用の確保	平等な利用の確保	10
都市公園等の効用の最大限の発揮	公園の利用促進	10
	サービスの向上	10
	管理業務	10
管理に係る経費の縮減	管理経費の縮減	15
経理的及び技術的基礎	収支計画の妥当性	5
	経理的基礎	5
	管理体制	5
	技術的基礎	10
その他	個人情報の保護	5
	環境への配慮	5
	地域連携、貢献	5
	地域要件	5

選定結果

応募者名	合計得点
TOYBOX	82.0
A	78.5

② 指定管理者の指定及び協定書の締結（説明）

ア. 指定管理者の指定

平成 20 年 11 月の長野県議会における指定の議決を受け、平成 20 年 12 月 17 日に指定。

イ. 協定書（基本、年度）の締結

平成 21 年 3 月 25 日に基本協定書が締結された。

その後、平成 21 年 4 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日の 2 回にわたって年度協定書が締結されている。

③ 選定委員会の構成（意見）

指定管理者の選定に当たっては選定委員会が設置されるが、平成 21 年度からの指定管理期間に係る指定管理者候補者の選定に当たって設置された選定委員会の構成メンバーは、内部者 5 人に対して外部者が 2 人のみであった。

松本平広域公園を所管する都市計画課は、平成 22 年度から指定管理期間が